

端末設備貸出サービスに係る利用規約

第1条（総則）

1. 株式会社グローバルキャスト（以下、「当社」といいます。）は、当社が別に定めるプロサポ光利用約款（以下「約款」といいます。）及びこの「端末設備貸出サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、約款で定める IP 通信網サービスに関する附帯サービスとして端末設備貸出サービス（当社から IP 通信網サービスの提供を受けるために必要となる約款で定める端末設備を契約者へ貸与するサービスをいいます。以下「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 本規約の規定が、約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。
3. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。

第2条（用語）

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

第3条（契約の単位）

当社は、1 の回線収容部または 1 の利用回線ごとに 1 の本サービス利用契約を締結します。

第4条（利用契約）

1. 契約者は、本サービスの利用の申込みをするときは、本規約を承諾のうえ当社所定の申込書を提出していただきます。
2. 当社は、前項に規定する利用申込があったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
3. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合又はその他当社が不適切と認める場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込のあった端末設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 申込のあった端末設備を提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき。
 - (3) 契約者が、IP 通信網サービス又は本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第5条（端末設備の移転）

当社は、契約者から請求があったときは、その端末設備の移転を行います。ただし、接続契約者回線の終端（回線収容部に收容されるもの以外のものとします。）の場所の変更又は利用回線の移転に伴うものでない場合はこの限りではありません。

第6条（端末設備の利用の一時中断）

当社は、その端末設備に係る契約において利用の一時中断があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下

同じとします。) を行います。

第7条 (譲渡)

当社は、端末設備を提供している契約に係る利用権の譲渡があった場合は、その利用権を譲り受ける者に、本サービスを利用する権利も譲渡されることとします。この場合において、譲受人は、契約者が本規約に基づき有していた一切の権利及び義務を承継します。

第8条 (契約者による利用契約の解除)

契約者は、本サービスに係る利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に書面等により通知していただきます。

第9条 (当社が行う利用契約の解除等)

1. 当社は、第10条(端末設備の利用停止)の規定により端末設備の利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合、及び契約者が料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合は、何ら催告を要することなくその利用契約を解除いたします。
2. 当社は、第10条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、端末設備の利用停止をしないで何ら催告を要することなくその利用契約を解除いたします。
3. 当社が、第4条第1項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。
4. 当社が端末設備の利用契約を提供するために必要な当社とNTT東日本・NTT西日本との間の契約が理由のいかんを問わず終了したとき、その他理由のいかんを問わず、NTT東日本・NTT西日本から、NTT東日本・NTT西日本が定める「IP通信網サービス契約約款」及び「音声利用IP通信網サービス契約約款」(NTT東日本 (<https://www.ntt-east.co.jp/tariff/>)・NTT西日本 (<https://www.ntt-west.co.jp/tariff/>) に掲載される各約款) に基づくサービスの提供を受けられなくなったときは、端末設備の利用契約は、何らの手続を要することなく、当然に終了するものとします。この場合、当社は、契約者に対して、当該終了の事実を事後的に通知するものとします。
5. 当社と契約者との間のIP通信網サービスに係る利用契約が理由のいかんを問わず終了したときは、端末設備の利用契約は、何らの手続を要することなく、当然に終了するものとします。この場合、当社は、契約者に対して、当該終了の事実を事後的に通知するものとします。

第10条 (端末設備の利用停止)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、端末設備の利用を停止することがあります。
 - (1) 契約において利用停止があったとき。
 - (2) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 第16条(利用に係る義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
2. 当社は、前項の規定により端末設備の利用を停止するときは、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。

第11条 (端末設備の種類)

1. 当社は、契約者から請求があったときは、その1の利用契約につき1又は複数の端末設備を、契約者

から請求があったときは、その 1 の利用契約につき 1 の端末設備を約款の別紙料金表（3. 端末設備月額利用料）の定めるところにより提供します。

第 12 条（料金及び工事に関する費用の支払義務）

1. 契約者は、その利用契約に基づいて当社から端末設備の提供を受けたとき又は工事を要する請求をし、承諾を受けたときは、約款に規定する料金及び工事に関する費用の支払いを要します。
2. 請求書等の発行に関する料金の適用、料金の計算方法、料金及び工事に関する費用の支払方法、割増金、延滞利息並びにその他料金の取扱いについては約款の規定を準用します。

第 13 条（設置場所の提供等）

1. IP 通信網サービスに係る接続契約者回線等の終端（回線収容部に收容されるものを除きます。）のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が提供する端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
2. 当社が提供する端末設備に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

第 14 条（切分責任）

1. 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が、当社が提供する端末設備に接続されている場合であって、当社が提供する端末設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
2. 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社又は NTT 東日本・NTT 西日本は、IP 通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
3. 当社又は NTT 東日本・NTT 西日本は、前項の試験により当社が提供する端末設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 15 条（免責等）

1. 当社又は NTT 東日本・NTT 西日本は、当社又は NTT 東日本・NTT 西日本が提供する端末設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
2. 当社又は NTT 東日本・NTT 西日本は、本サービスを提供すべき場合において、当社又は NTT 東日本・NTT 西日本の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときに限り、その契約者の損害（約款の規定により当社が賠償することとなる部分を除きます。）を賠償します。

第 16 条（利用に係る義務）

1. 契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1) 当社が提供する端末設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 当社が提供する端末設備を改造又は改変等し、通信の伝送交換又は音声利用 I P 通信網サービス

の品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。

- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が提供する端末設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 端末設備を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
 - (5) 当社が提供する端末設備を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
 - (6) 端末設備に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
2. 契約者は、前項の規定に違反して当社が提供する端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第 17 条（端末設備の返還等）

1. 第 8 条（契約者による利用契約の解除）又は第 9 条（当社が行う利用契約の解除等）の規定により利用契約が解除となったときは、その端末設備の利用契約を締結していた者は、端末設備を原状に復したうえで、当社が指定する期限までに当社が指定する場所に送付することにより当社へ返還するものとします。
2. 前項で定める期限までに端末設備が返還されない場合、当社は、その端末設備の利用契約を締結していた者に対し、違約金として約款の別紙料金表（3. 端末設備 月額利用料）の定める損害賠償額を請求することができます。

第 18 条（その他）

本規約に定めのない事項（反社会的勢力の排除を含みますが、これに限られません。）は、約款の規定を準用します。

附則

本約款は令和 6 年 5 月 1 日より効力を有するものとします。